

改正	平成14年 3 月 19日	平成17年 4 月 27日
	平成20年 1 月 30日	平成25年 1 月 30日
	平成26年 1 月 29日	平成27年 3 月 18日

（研究費の支給）

第1条 国内研究員を命じられた者に対し、その研究期間中に次の研究費を上限として支給する。ただし、学外の機関等から研究費等の支給を受けるときは、その金額に相当する分を減額して支給する。

- (1) 研究調査費 600,000円
 - (2) 研究旅費 600,000円（なお、通常の出張旅費に加えて滞在費（研究のために通常の居住地以外に滞在する場合に要する経費）にも適用できるものとする。）
- 2 前項第1号に定める研究調査費は、月額50,000円を上限とする。
 - 3 第1項第2号に定める研究旅費は、月額50,000円を上限とする。
 - 4 国内研究員の資格を停止されている期間の研究費は、支給しない。

（研究調査費の使途範囲）

第2条 研究調査費は、大東文化大学一般研究費使用要領第3条第1項第2号から第5号まで及び第5条から第7条までの規定に準じて使用する。

（研究旅費の使途範囲）

第3条 第1条第1項第2号に定める研究旅費は、交通費、宿泊費（滞在費）、日当又は食卓料として使用することができる。ただし、国内研究員を命じられた日又は終了する日が、月の途中の場合は、日割計算とする。

（研究費の請求及び精算）

第4条 研究費の請求及び精算は、請求書又は領収書により行う。

（一般研究費）

第5条 国内研究員は、当該年度の一般研究費を使用することができない。ただし、研究期間が10ヶ月未満の場合には、一般研究費を次のとおり支給する。

研究期間	支給額
3ヶ月以上 4ヶ月未満	300,000円
4ヶ月以上 5ヶ月未満	250,000円
5ヶ月以上 6ヶ月未満	200,000円
6ヶ月以上 7ヶ月未満	200,000円
7ヶ月以上 8ヶ月未満	150,000円
8ヶ月以上 9ヶ月未満	100,000円
9ヶ月以上 10ヶ月未満	50,000円

（授業の代講）

第6条 国内研究員の授業の代講は、専任教員又は特任教員をもって充てる。ただし、国内研究員を命じられた者の担当科目を担当できる専任教員又は特任教員がない場合は、学外からの代講者を充てることができる。

（購入物件の帰属）

第7条 研究費により購入した図書資料等は、研究期間終了後学園に帰属する。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

この細則は、昭和61年6月25日から施行する。

附 則 (平成14年3月19日)

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月27日)

この細則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月30日)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月30日)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月29日)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日)

この細則は、平成27年4月1日より施行する。